

(保 45) F  
平成 24 年 5 月 29 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

### 平成 24 年度診療報酬改定における 10 対 1 入院基本料に係る届出について

平成 24 年度診療報酬改定において、一般病棟入院基本料の 10 対 1 入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）の 10 対 1 入院基本料及び専門病院入院基本料の 10 対 1 入院基本料の施設基準の見直しが行われ、一般病棟看護必要度評価加算を廃止し、看護必要度に係る評価が施設基準の要件とされたところであります。これに伴い経過措置も設定され、看護必要度の評価の導入は平成 24 年 7 月 1 日からの実施となり、6 月 30 日までは準備期間として看護必要度の評価を行なっているものとみなされる取扱いとなっております。

平成 24 年 7 月 1 日以降、引き続き 10 対 1 入院基本料を算定する保険医療機関につきましては、別添の厚生労働省保険局医療課事務連絡にありますように、施設基準の届出（「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）別添 7 の様式 10）を行っていただくこととなりますので、届出忘れがないよう貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成 24 年 3 月 31 日において、一般病棟看護必要度評価加算又は急性期看護補助体制加算の届出を行っている保険医療機関及び平成 24 年 4 月 1 日以降急性期看護補助体制加算を算定している保険医療機関につきましては、すでに看護必要度の評価に関する要件を満たしているため、今回改めて届出を行う必要はありません。

また、平成 24 年 7 月 1 日以降、10 対 1 入院基本料において看護必要度に係る評価が施設基準の要件となることにより、今般、改めて届出を行う保険医療機関においては、施設基準の要件を満たすことにより、看護必要度加算及び急性期看護補助体制加算の届出が可能となる場合がありますので、各保険医療機関においてご確認いただきますようお願いいたします。

さらに、平成 24 年度診療報酬改定において、総合入院体制加算等 22 項目の入院基本料等加算及び医学管理等において、平成 24 年 7 月 1 日より、原則屋内全面禁煙の施設基準要件が適用されることとなります。これにつきましては、施設基準等の届出の必要はありませんが、6 月 30 日で経過措置期間が切れますので、ご注意くださいようお願いいたします。

#### <添付資料>

平成 24 年度診療報酬改定における 10 対 1 入院基本料に係る届出について  
(平 24. 5. 25 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡  
平成24年5月25日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における10対1入院基本料に係る届出について

平成24年度診療報酬改定において、一般病棟入院基本料の10対1入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）の10対1入院基本料又は専門病院入院基本料の10対1入院基本料の施設基準について見直しが行われ、「当該病棟に入院している患者の看護必要度等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること」が追加されたところです。

これについては、平成24年6月30日まで経過措置期間となっているため、7月1日以降引き続き10対1入院基本料を算定する保険医療機関（平成24年3月31日において、一般病棟看護必要度評価加算の届出又は急性期看護補助体制加算の届出を行っている保険医療機関を除く。）は、施設基準の届出（「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号）別添7様式第10）を行う必要があるため、ご留意いただき、その関係者への周知にご協力いただきますよう、宜しくお願い致します。

なお、平成24年度診療報酬改定において、総合入院体制加算等の基準として、屋内禁煙であることが追加されたところであり、これについても平成24年7月1日から施行（届出は不要）されることとなっているため、周知にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。